

# 治水

発行 全国治水期成会同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号ロイクラトン麹町  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664  
ホームページ <http://www.zensuiren.org/>  
お問い合わせ [infoinfo@zensuiren.org](mailto:infoinfo@zensuiren.org)  
編集・発行 椿本和幸



## 斐伊川堤防桜並木と願い橋（潜水橋） 一級水系斐伊川（雲南市木次町木次）

ヤマタノオロチ伝説の舞台となった斐伊川（ひいかわ）に架かる橋です。増水時には沈んでしまうため、地元では潜水橋と呼ばれています。隣接する斐伊川堤防桜並木とともに、多くの皆さんに親しまれています。

（写真提供 島根県雲南市観光協会）

### ● 目次

令和6年度水管理・国土保全局関係予算のポイント	水管理・国土保全局河川計画課	2
水防月間について	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室	9
鹿児島県からお知らせ：3月12日 甲突川や新川、稲荷川について、特定都市河川に指定しました。		
	鹿児島県土木部河川課	17

## 令和6年度水管理・国土保全局関係予算のポイント

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

## 1. 令和6年度予算の考え方

## (1) 基本的な方針

近年、地球温暖化に伴う気候変動により災害が激甚化・頻発化しており、我が国では毎年のように大規模な水害や土砂災害が発生している。災害発生の際には、被災地域の迅速な復旧・復興に加えて、被害が発生する前に防災・減災対策を実施することで、人々の命を守り社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要がある。

気候変動のスピードに対応した対策を実施していくために、地域の特性に応じ、ハード・ソフトの両面からあらゆる関係者が協働して行う流域治水を推進することが重要である。

## (2) 令和6年度予算の概要

令和6年度水管理・国土保全局関係予算では、流域治水等の取組を実施するために必要な予算を計上した。また、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、令和3年度から令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め<sup>1</sup>、重点的・集中的に対策を実施していくことが令和2年12月11日に閣議決定された。令和5年度補正予算ではその4年目の予算が措

置された。さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により同年1月26日と3月1日に閣議決定された予備費使用においては、被災河川、土砂災害箇所における緊急対策等のために計109億円を計上した。

令和6年度当初予算における水管理・国土保全局関係予算総額は、前年度より173億円増の10,545億円<sup>2</sup>(対前年度1.02倍)が計上された。主要項目は以下のとおりである(括弧書きには予算額を記載)。

- ① 流域治水の加速化・深化(5,992億円)
- ② インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現(2,409億円)
- ③ 流域ビジネスインテリジェンス(BI)による防災・減災DXの推進(75億円)
- ④ ダム等におけるGXや下水汚泥資源の肥料活用によるエネルギー・食料課題への対応(93億円)
- ⑤ 流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進(93億円)
- ⑥ 水道整備・管理行政の移管に伴う機能強化(202億円)

特定都市河川の指定によるハード・ソフト一体となった河川整備等の対策や、土砂と洪水が相まって氾濫する土

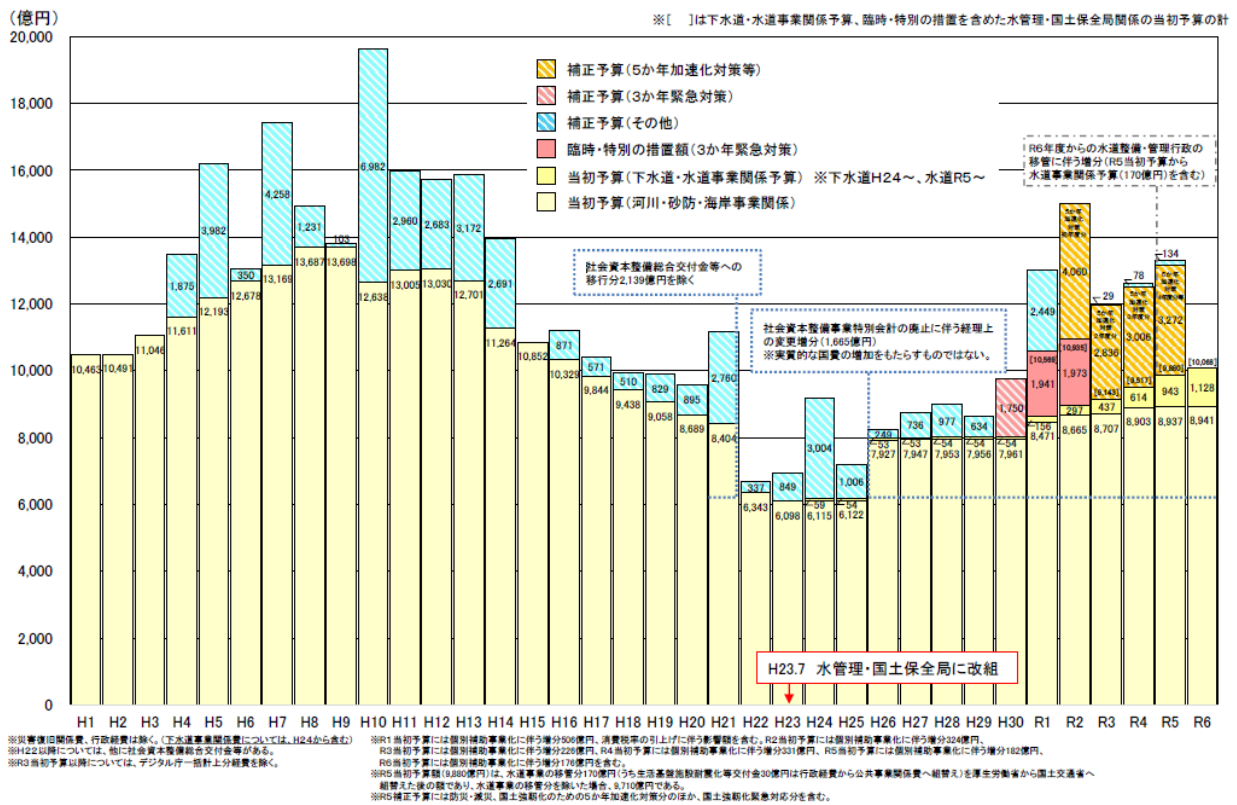
<sup>1</sup> 各年度における取扱いについては、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事業等を踏まえ、機動的・弾力的に対応することとされている。

<sup>2</sup> デジタル庁一括計上分経費を含まない。社会資本整備総合交付金から個別補助事業への移行分を含む。

砂・洪水氾濫への対策などの流域治水の取組に加えて、インフラの老朽化対策のため施設の維持修繕を加速する。また、機械の自動化・遠隔化、ドローン等の活用によるインフラの整備や管理の高度化・効率化や、センサや衛星を活用した情報収集、洪水予測の高度化、仮想空間上の実証実験基盤の整備等による防災対策の省人化・高度化などの防災・減災DXの推進に加えて、ダムや下水道分野での創エネの取組を通じたGXの推進を図る。さらに、良好な水辺空間の創出や生態系ネットワークの形成を通じた地域活性化の取組

を推進するほか、令和6年度に厚生労働省より移管された水道整備・管理行政について、上下水道一体で取り組み、機能強化を図る。

次項からは、令和6年度より新たに拡充・創設した各種予算制度や新たな取組を紹介する。詳細は令和6年度水管理・国土保全局予算概要（水管理・国土保全局ウェブサイトに掲載：[https://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/yosan/gaiyou/yosan/r06/yosangaiyou\\_r601.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r06/yosangaiyou_r601.pdf)）を参照されたい。



<図-1>水管理・国土保全局関係予算の推移

## 2. 新規予算制度

(1) 水害常襲地域における流域治水対策の推進

近年、気候変動の影響により、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、全国で進める「流域治水」の実効性の

確保が喫緊の課題である。

特に、本川からの背水の影響等により支川での氾濫が生じる場合、支川の改修は下流側の本川の改修を待ってから着手する必要があるため、支川の改修の完了まで長期の時間を要するという課題があった。



＜図－2＞令和5年7月の大雨の状況

このため、令和6年度より、浸水リスクを有する地域において、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図ることを目的として、当該地域を貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域として指定する場合には、宅地嵩上げ等や家屋移転を河川管理者が実施できるよう、制度を拡充した（直轄事業・個別補助事業）。

また、流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策に係る予算を重点措置することとしており、令和6年度もこれを継続する。

## （2）頻発する内水被害への対策強化

近年、河川の増水による排水不良に起因する内水被害が全国各地で発生しており、中小河川流域における内水氾濫や支川氾濫による被害を軽減するこ

とが求められている。

これまでは被災した地域を中心に、各施設管理者において対策が取られていたが、今後は事前防災対策も含め、各施設管理者が一体となって対策を進めることで、地域における一体的な対策効果の発現を目指す必要がある。

このため、令和6年度より、防災・安全交付金事業等において、「内水被害等軽減対策計画」に係る制度を新たに創設した。これは、河川や下水道に係る防災・安全交付金の要素事業や、「田んぼダム」のための水田整備事業、土地利用の工夫などの流域対策の取組からなるハード・ソフト一体の内水対策パッケージであり、都道府県が作成した計画を国が認定する枠組みである。

内水被害等軽減対策計画に位置づけられた事業に対しては予算を重点化するとともに、当該計画に基づき実施する流域貯留浸透事業の交付要件について、「500m<sup>3</sup>以上の貯留機能を持つ施設」から「複数施設で500m<sup>3</sup>以上」へと緩和する。

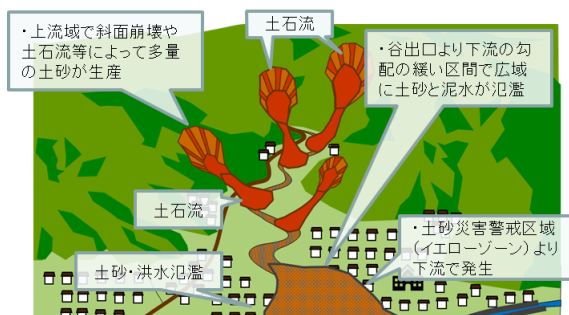
## （3）土砂・洪水氾濫対策の加速化

上流からの流出土砂が中下流で堆積し河床を上昇させ、土砂と洪水が相まって氾濫する土砂・洪水氾濫の被害が全国各地で顕在化しており、対策が急務である。

これまで土砂・洪水氾濫の予見技術が確立されておらず、事後対策として被害発生後に対策を取ってきていたところ、災害実態調査や研究の積み重ねにより、土砂・洪水氾濫のリスクの推定が技術的に可能となってきた。土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を早期

に明らかにし、迅速かつ効率的に対策を進める必要がある。

このため、令和6年度より、防災・安全交付金事業において、土砂・洪水氾濫リスクの高い流域の抽出に係る支援を令和8年度までの時限措置化とする一方で、新たに「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画」の策定又は変更を補助対象として追加した。



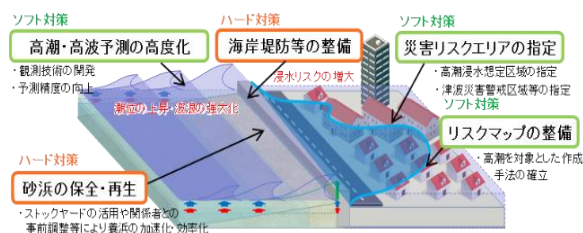
＜図－3＞土砂・洪水氾濫のイメージ

#### （４） 海岸堤防等のハード対策とソフト対策の一体的な推進

海岸堤防等の海岸保全施設は、今後急速な老朽化の進行が予想されることから、持続可能な維持管理・更新が欠かせない。また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫するなか、水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保と合わせて、確実な操作体制を確保する必要がある。さらに、避難行動の支援等のソフト施策に係る基礎的な情報である高潮浸水想定区域や津波災害警戒区域について、指定状況が約半数にとどまっており、指定を促すことが重要である。

このため、令和6年度より、水門・陸閘等の整備に係る個別補助事業と交付金事業の採択要件として、操作規則の策定及び訓練の実施を追加した。ま

た、海岸メンテナンス事業において、「水門・陸閘等の統廃合」又は「新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト削減効果」が位置づけられた長寿命化計画の策定又は変更を補助対象とするよう制度を拡充した。さらに、海岸堤防等のハード整備に係る個別補助事業と交付金事業の採択要件として、高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域を令和7年度までに指定することを追加するとともに、防災・安全交付金において、津波災害特別警戒区域を指定している地域における海岸堤防等の整備へ予算を重点化する。



＜図－4＞ハード・ソフトを組合せた対策のイメージ

#### （５） 下水汚泥資源の肥料利用の推進

下水道から発生する汚泥は肥料として利用するポテンシャルを有しているが、現状では処理場から民間事業者への委託による肥料化が中心であり、その割合は約1割にとどまっている。一方、令和4年12月27日に決定された食料安全保障強化政策大綱においては、大半を輸入に依存している化学肥料原料から国内の生産資材へ代替転換等を進める取組として、堆肥・下水汚泥資源の肥料利用量を2030年までに倍増する目標が位置づけられた。

下水道事業者自らが汚泥を肥料として利用するには、大規模な施設の整備

が必要で経済的負担が大きいことに加え、供給の拡大に当たっては、肥料メーカーや農家が使いやすいよう、性状や成分の調整が必要となることが課題だった。

このため、令和6年度より、肥料化施設の整備を集中的に支援する下水汚泥肥料化推進事業を新たに創設した（個別補助事業）。民間事業者が整備する関連施設も含め、下水汚泥の肥料利用に要する施設整備に対して集中的に支援する。

○肥料化施設の整備を集中的に支援する制度の創設

- ▶ 自治体が下水汚泥資源を肥料化するための施設整備(コンポスト化施設やリン回収施設等)に対して集中的に支援。

※自治体が経費の一部を助成する場合、民間事業者が実施する肥料化の関連設備(ペレット化、成分調整等)について間接補助。



<図-5>下水汚泥肥料化推進事業の概要

(6) 上下水道一体の取組の加速化

令和6年4月、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へと移管された。

水道事業と下水道事業は、官民連携をはじめとする共通課題を有し、研究開発も含め上下水道一体の取組を推進することは有意義である。また、令和6年1月に発生した能登半島地震においても再認識されたように、水道事業の耐災害性や基盤強化の確保は重要であり、国土交通省が有するノウハウや現場力の活用により強化する必要がある。

このため、令和6年度より、「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」を新たに創設した（個別補助事業）。本事業により、上下水道の施設再編や耐震化に係る計画策定や、維持管理・更新を一体的にマネジメントする官民連携の取組（ウォーターPPP）等の取組に対して集中的に支援する。



<図-6>上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の概要

### 3. その他の新たな取組

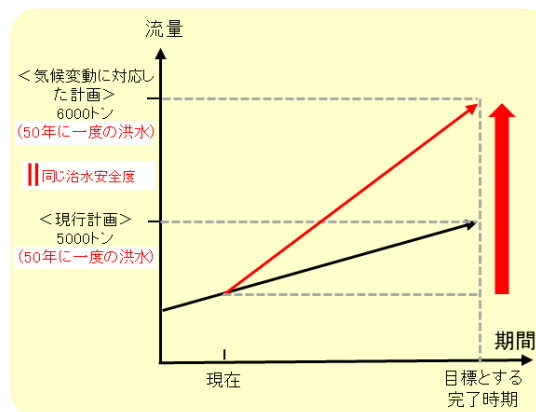
#### (1) 流域治水プロジェクト2.0の展開

「流域治水プロジェクト」は、河川整備に加え、流域の市町村などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導、都道府県や民間企業等が実施する利水ダムの事前放流など、流域治水の取組の全体像について取りまとめたもので、全国の109の一級水系、約600の二級水系(R6.3末時点)で策定・公表されている。

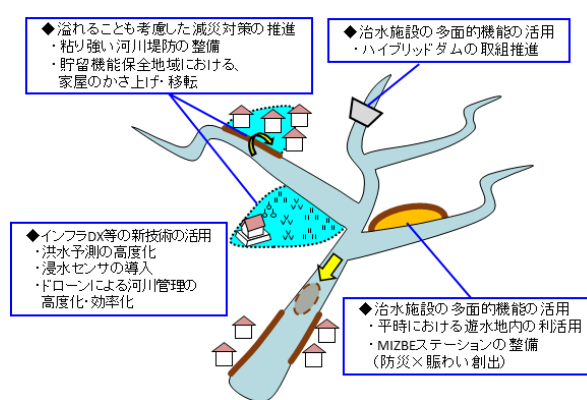
一方で、仮に産業革命前と比べて平均気温の上昇がパリ協定で目標とする2℃未満に抑えられたとしても、2040年頃には全国の一級水系の治水計画で目標とする降雨量が約1.1倍、河川の流量が約1.2倍、洪水の発生頻度が約2倍になると試算されており、現行の治水対策が完了したとしても、目標とする治水安全度が目減りしてしまうことになる。

このため、気候変動下においても、現行の計画と同じ完了時期までに達成させるため、溢れることも考慮した減災対策やインフラDX等の新技術の活用など、様々な手法を活用した対策をより一層充実させ、流域関係者で共有する必要がある。

そこで、現行の流域治水プロジェクトを、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性をとりまとめた「流域治水プロジェクト2.0」へ更新を図る。具体的には、①気候変動による降雨量増加に伴う水害リスクの明示、②水害リスクの増大を踏まえた河川整備と流域対策の新たな目標の設定(目標の重層化)、③必要な追加対策等の明示、などの観点で既存の流域治水プロジェクトを見直す。



＜図－7＞必要な対応のイメージ



＜図－8＞様々な手法の活用イメージ

#### (2) 地すべり災害リスクの評価手法の検討

地すべり災害は、土石流・がけ崩れに比べて規模が大きく、ひとたび発生すると人命のみならず、地域社会や経済に壊滅的な被害をもたらす。令和6年能登半島地震のような大規模地震の発生や、気候変動の影響による降雨量の増加などを踏まえると、地すべり対策事業によって地すべりによる被害を防止・軽減することは今後一層重要になる。

これまで、地すべり対策事業は、保全対象の重要度と切迫性(地すべりの活動状況)を基に着手優先度を付けて実施してきた。だが、効率的かつ効果的に事業を進めるためには、地すべり災害リスク

に基づいて、事業への着手優先度をより客観的に設定することが重要となる。

以上を踏まえ、令和6年度から概ね2か年で、地すべり災害のハザードや保全対象等の総合的な分析に基づく、社会的脆弱性を十分に考慮した、地すべり災害リスクを全国的に評価する手法を検討する。これにより、地すべり対策事業における事業着手の検討に応用できる技術指針を作成する。



# 水防月間について

## －洪水から守ろうみんなの地域－

5月1日～5月31日（北海道6月1日～6月30日）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、5月1日から5月31日（北海道は6月1日から6月30日）を「水防月間」と定め、各種行事や訓練等を実施します。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川の氾濫域に市街地が形成されているという社会的要因により、洪水等による災害が起りやすい環境にあり、毎年のように、豪雨や台風などによる被害が発生しています。

昨年も、6月の台風第2号、7月の梅雨前線、8月の台風第6号、第7号及び9月の台風第13号などにより、全国各地で甚大な災害が発生しました。

近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、被害の軽減を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携やハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加などの「地域の防災力」が重要となります。

水防月間のテーマは「洪水から守ろうみんなの地域」であり、水防管理団体等は、水防月間実施要綱に基づいて、インターネット、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するほか、河川管理者をはじめ関係機関と連携・協力して出水を想定した水防訓練やハザードマップ等を活用した避難訓練、水防資器材点検・整備等を実施することとしております。また、河川管理者は、河川の巡視や、河川管理施設及び許可工作物の安全性の点検等を実施するとともに、水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分説明することとしています。

国土交通省では、一人ひとりが減災に取り組む社会的な機運を高めるため、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった水防災対策に取り組む「流域治水」を推進しております。

さらに、昨年12月に水防活動を支援する水防協力団体の募集協力を行い、13の企業・団体が新たに水防協力団体に指定されたところです。（令和6年4月1日時点）水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様方の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

# 令和6年度水防月間実施要綱

## 1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

## 2. 期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）まで  
（北海道にあつては、令和6年6月1日（土）から  
令和6年6月30日（日）まで）

## 3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

## 4. 後援

警察庁、総務省消防庁、防衛省、全国知事会、全国市長会、  
全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、  
一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

## 5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、  
全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、  
一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、  
一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

## 6. 月間のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

## 7. 月間の重点

### (1) 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、水防訓練においては、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加できるようにするとともに、実態に即した水防工法等を実施

### (2) 水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保、重要水防箇所への周知徹底及び水防活動従事者の安全確保

## (3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

## 8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

## I 水防の重要性の普及と水防演習等の実施

## (1) 広報活動等の推進

① 水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関や水防協力団体等と協力しながら、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。また、広報の素材となる写真・動画等について、訓練や実際の水防活動の際に収集しておくよう努めること。

② 水防管理団体等は、洪水、雨水出水、高潮、津波等による水害に対する住民等の防災意識を高めるため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会等の各種行事を実施すること。また、学校における水害対策の推進について、可能な範囲で協力すること。

③ 都道府県は、洪水予報河川、水位周知河川及び周辺に住家等の防護対象のある一級、二級河川について、また、水位周知海岸及び高潮による災害の発生を警戒すべき海岸について、下水道管理者は、住家等の防護対象のある下水道について、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域等を速やかに指定・公表し、水害リスク情報の空白域の解消を推進すること。

また、国及び都道府県は、想定最大規模の洪水等により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表した場合は、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。

④ 市町村は、水害時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、住民等が自ら浸水リスクについて確認できるよう、想定最大規模の外力に対応したハザードマップ等を作成・公表するとともに、一層の周知徹底を図ること。なお、ハザードマップ作成にあたっては、地図面の視認性を確保しつつ、記載すべき事項に漏れがないかを十分に確認すること。

また、過去の洪水等による浸水実績等の把握に努め、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等へ周知するとともに、国及び都道府県と連携・協力し、マイ・タイムラインやまるごとまちごとハザードマップの取組の推進に努めること。

- ⑤ 河川管理者は、水防管理者が洪水による浸水の拡大を抑制する効用を有する盛土構造物や後方地（自然堤防等）等を浸水被害軽減地区として指定できるように、必要な情報提供・支援を行うこと。
- ⑥ 市町村は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が認められる地下街等及び要配慮者利用施設で、未だ市町村地域防災計画に定められていない施設がある場合は早急に市町村地域防災計画に定めること。

また、市町村地域防災計画に位置づけられた施設の管理者等に対しては、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけるとともに、訓練後は振り返りを行い、必要に応じて避難確保や浸水防止の計画の見直しを行うよう働きかけを行うこと。さらに、管理者等からの計画や訓練の報告に対して、避難の実効性が確保されるよう必要に応じて助言等を行うこと。

- ⑦ 水防管理団体等は、洪水等に対しリスクが高い区域について、ウェブサイトへの掲載や市町村の広報活動を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。
- ⑧ 水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

- ⑨ 水防管理団体等は、永年功労や水防活動への従事のみならず、水防技術の向上・伝承、水防体制の整備・水防思想の普及等、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村のホームページや広報誌に掲載する等により、広く周知を図ること。

## (2) 水防訓練等の実施

- ① 水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。
- ② 水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の水防活動の経験等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練、水防に関する新技術の普及・導入、最新の ICT 技術や DX を活用した訓練等に努めること。
- ③ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、水防の担い手確保の観点からも、できる限り多くの地域住民、企業・団体等に参加を広く呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。

- ④ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している企業・団体等の参加を促すとともに、地域住民が水防活動を身近に感じられるような取組を行うこと。また、水防管理団体は、水防協力団体の指定に向けて広く企業・団体等へ働きかけるなど、水防管理団体等との連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害やダム の事前放流を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑥ 水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成や、まるごとまちごとハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。  
なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の避難行動要支援者の参加も得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑦ 水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧ 水防管理団体等は、必要に応じて公益社団法人全国防災協会の水防専門家派遣制度を活用するなど、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

## II 水防体制の強化

### (1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関等と連携した総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難情報の発令を含む水害対応タイムライン等を活用した情報伝達訓練を実施すること。

また、市町村にあつては、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等、自衛水防組織に対する洪水予報等及び避難情報の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

なお、水害対応タイムライン等を活用して情報伝達訓練を実施した場合、訓練により明らかになった課題を踏まえ、避難情報の発令基準や水害対応タイムライン等の見直しを行うこと。

(2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図り、都道府県及び水防管理団体はその結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(3) 重要水防箇所の見直し等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の見直しを図ること。また、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

(6) 水防協力団体制度及び災害協定等の活用

水防管理団体等は、企業・団体等に対して水防協力団体制度の見直しを行うとともに、水防協力団体への指定を積極的に働きかけるなど、水防協力団体制度の活用を図ること。また、水災害発生時の地域防災力を強化するため、企業・団体等との災害協定の締結に努めること。

### III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

河川管理者は、一層厳重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

(1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。

(2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。

- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透、侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害に係る被災箇所については、厳重な警戒を行うこと。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。
- なお、津波や整備水準を上回る洪水、高潮の発生時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分に説明するとともに、防災訓練など各種機会を通じた情報提供により、住民への周知を図ること。

○令和6年度総合水防演習 開催日程

	演習名	開催日	開催予定地
北海道開発局	常呂川・網走川連合総合水防演習	6月1日（土）	常呂川水系 常呂川(北海道 北見市 川東地先)
東北地方整備局	岩木川総合水防演習	5月26日（日）	岩木川水系 岩木川(青森県 北津軽郡 鶴田町野木東松虫地先)
関東地方整備局	第72回利根川水系連合・総合水防演習	5月18日（土）	利根川水系 利根川(千葉県 香取市 佐原地先)
北陸地方整備局	信濃川下流総合水防演習	5月26日（日）	信濃川水系 信濃川(新潟県 三条市 上須頃地先)
中部地方整備局	三重四川連合総合水防演習	5月19日（日）	雲出川水系 雲出川(三重県 津市 木造町地先)
近畿地方整備局	九頭竜川水系総合水防演習	5月25日（土）	九頭竜川水系 九頭竜川(福井県 福井市 郡町地先)
中国地方整備局	日野川総合水防演習	5月25日（土）	日野川水系 日野川(鳥取県 米子市 古豊千)
四国地方整備局	四万十川総合水防演習	5月12日（日）	渡川水系 四万十川(高知県 四万十市 不破地先(四万十川左岸河川敷箇所))
九州地方整備局	嘉瀬川・六角川・松浦川総合水防演習	5月19日（日）	嘉瀬川水系 嘉瀬川(佐賀県 佐賀市 嘉瀬町 大字萩野地先)



©THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved. ©八女市消防団

洪水から守ろうみんなの地域



# 水防月間

令和6年 **5月1日** (水) ~ **5月31日** (金)

北海道は  
令和6年6月1日(土)~30日(日)

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

後援：警察庁、防衛省、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

ハザードマップ

<https://disportal.gsi.go.jp/>



浸水ナビ

<https://seisemap.gsi.go.jp/>



川の防災情報

<https://www.river.go.jp/>



令和6年度 水防月間ポスター



# 甲突川，新川，稲荷川を特定都市河川に指定【鹿児島県】

鹿児島県土木部河川課

鹿児島県では、平成5年の8・6水害から昨年で30年の節目を迎え、鹿児島市街地で甚大な浸水被害が発生した甲突川や新川，稲荷川について、流域治水の本格的な実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年3月12日に特定都市河川に指定しました。

本指定は、九州の二級河川で初めての取組です。

鹿児島県としては、引き続き、流域治水の取組を進めるとともに、特定都市河川の制度も活用しながら、強靱な県土づくりの推進に取り組んでまいります。

○鹿児島県ホームページ：<https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/kasen/tokuteitosikasen.html>

## 甲突川流域，新川流域，稲荷川流域 では

流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため、

特定都市河川浸水被害対策法に基づき

# 「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の

指定を行いました。（令和6年3月12日指定）

**Q** なぜ甲突川流域，新川流域，稲荷川流域を指定するの？

**A** 平成5年の8・6水害では、甲突川や新川，稲荷川の氾濫により、鹿児島市街地で甚大な浸水被害が発生しました。  
このような浸水被害の防止を図るため、特定都市河川に指定し、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水を強力に推進します。  
なお、その他の河川についても、順次、特定都市河川の指定に向けて、検討していきます。

**Q** 「特定都市河川」や「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるの？

**A** 河道掘削などのハード整備の加速に加え、雨水の浸透を阻害する1,000㎡以上の開発について、雨水の流出抑制対策を義務付けること等により、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、水害に強いまちづくりを推進します。  
特定都市河川流域内で開発を行う際は、雨水の流出抑制のための許可が必要な場合がありますので、詳細は県のホームページ等をご確認ください。

■特定都市河川流域（甲突川流域・新川流域・稲荷川流域）位置図



出典：地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/geoportal/chiisan.html>) ※上記出力を加工して作成。

**Q** 「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

**A** 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生するおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展等により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するための法律です。

詳しくはこちらをご覧ください

